

港区特別区税条例等の一部を改正する条例の概要

第1条関係（港区特別区税条例の一部改正）

改正項目	改正内容	改正条項	施行期日
1 区民税の非課税の範囲	ひとり親の所得割非課税措置の対象への追加	第11条	令和3年1月1日
2 所得控除	寡婦（寡夫）控除を、寡婦控除、ひとり親控除に改正	第18条	令和3年1月1日
3 区民税の申告	所要の規定の整備	第22条	令和3年1月1日
4 区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書	所要の規定の整備	第23条の2	公布の日
5 区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書	所要の規定の整備	第23条の3	公布の日
6 たばこ税の課税標準	0.7g未満の葉巻たばこについて、葉巻たばこ1本につき、紙巻たばこ0.7本に換算	第48条	令和2年10月1日
7 たばこ税の課税免除	輸出用たばこの課税免除について手続の簡素化	第50条	公布の日
8 たばこ税の申告納付の手続	所要の規定の整備	第50条の3	公布の日
9 延滞金の割合の特例	所要の規定の整備	付則第2条の2	令和3年1月1日
10 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例	適用期間の3年延長 令和三年度まで → 令和六年度まで	付則第4条	公布の日
11 軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例	非課税期間の6か月延長 令和2年9月30日まで → 令和3年3月31日まで	付則第5条の4	公布の日
12 長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例	租税特別措置法の改正により、所得割の納税義務者について、低未利用土地等を譲渡した場合における長期譲渡所得の金額から最大100万円を控除することができるようになったことに伴う規定の整備	付則第10条	令和3年1月1日

改正項目		改正内容	改正条項	施行期日
13	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例	適用期間の3年延長 令和二年度まで → 令和五年度まで	付則第11条 第1項・第2項	公布の日
14	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例	租税特別措置法の改正により、所得割の納税義務者について、低未利用土地等を譲渡した場合における長期譲渡所得の金額から最大100万円を控除することができるようになったことに伴う規定の整備	付則第11条 第3項	令和3年1月1日
15	新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例	新型コロナウイルス感染症特例法に規定する指定行事のうち区長が指定するものの中 止、延期、規模縮小等により生じた入場料 金等の払い戻しの権利を放棄した場合、寄 附金を支出したものとみなし、寄附金税額 控除を受けられるようにする。	付則第17条	公布の日
16	新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例	新型コロナウイルス感染症特例法の適用を受けた者の住宅借入金特別控除を受けられる期間の1年延長	付則第18条	公布の日
17	延滞金に関する経過措置	改正後の付則第2条の2の規定は、施行日以後の延滞金に適用	改正条例付則 第2条	令和3年1月1日
18	区民税に関する経過措置	別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の規定中区民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分に適用	改正条例付則 第3条第1項	公布の日
		改正後の第18条、第22条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分に適用	改正条例付則 第3条第2項	令和3年1月1日
		令和3年度分の区民税に係る申告書の提出に係る読み替え規定	改正条例付則 第3条第3項	令和3年1月1日
		扶養親族申告書の提出の規定は、条例の施行日以降に提出する申告書に適用	改正条例付則 第3条第4項、 第5項	公布の日
19	たばこ税に関する経過措置	施行日前に課した葉巻たばこに係るたばこ税は、従前の例による。	改正条例付則 第4条、第5条	令和2年10月1日 令和3年10月1日

第2条関係（港区特別区税条例の一部改正）

改正項目		改正内容	改正条項	施行期日
1	たばこ税の課税標準	1g未満の葉巻たばこについて、葉巻たばこ1本につき、紙巻たばこ1本に換算	第48条	令和3年10月1日

第3条関係（令和元年第4号 港区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

改正項目		改正内容	改正条項	施行期日
1	区民税の非課税の範囲	第1条改正の「ひとり親の非課税措置の対象への追加」に伴う「単身児童扶養者の対象への追加」規定の削除	令和元第4号 改正条例付則 第1条	公布の日